

～退去（解約）の流れ～

ご入居者様

◆退去する際は、「解約通知書」を書面にて提出していただきます。

注：口頭での解約の受付はできません。

なお、「解約の手順」に関しましては、解約通知書裏面をご参照下さい。

解約通知書がお手元にない場合は、弊社ホームページからもダウンロードできます。

※ホームページからのダウンロードの場合は、解約通知書裏面はございませんので、ご質問事項がある場合は弊社までご連絡下さい。

※解約通知書を受け取った日から2ヶ月間は家賃・管理費が発生しますのでご注意ください。

弊社

◆解約通知書を受理致します。

解約通知書を受け取った翌日より、次の入居者様の募集を行います。

ご入居者様

◆退去日が決まりましたら、10日前までに電話にてご連絡下さい。その際に、「退去立会い日」を設定させていただきます。

※退去立会いは、ご入居者様・弊社担当者・内装業者の三者で行いますので、日程調整が必要となります。

日程は、弊社定休日（毎週水曜日及び年末年始）以外の午前11時から午後5時までの間で設定をお願いしております。

立会い日
当日

◆弊社担当者及び内装業者とお部屋にお伺いいたします。

その際に、お部屋の中の「傷のチェック等」を行います。

鍵に関しましては、複製された鍵を含め当日、回収させていただきます。

～退去時の精算について～

退去時の精算につきましては、立会い日当日より1週間から10日程度で内装業者より見積書が弊社に届きますので、ご入居者様・貸主様との負担割合を計算し、ご連絡させていただきます。

なお、物件・室内状況によっては時間が掛かる場合はございますので、ご了承下さい。

～※退去立会いについて～

退去立会いは、お部屋の中に荷物等が全てない状態で行います。

ごく稀ですが、退去立会い日当日に引越しを予定されているご入居者様で、弊社担当者・内装業者がお伺いした際に、引越しが終わっていない場合がございます。

その際は、退去立会い日を再度、設定させていただきます。

注意：引越し業者に依頼した場合に「時間指定作業」で予約を行った場合でも交通状況や作業状況により大幅に遅延するケースがございます。特別なご事情がない場合は退去立会い日は「引越し日の翌日以降」に設定をお願い致します。